大　野　町

教　育　大　綱

教育振興基本計画

令和　２　年　３　月

大　野　町

大野町教育委員会

平成２７年度第２回大野町総合教育会議にて協議・調整し、教育基本法第１７条第２項に規定する「大野町教育振興基本計画」をもって大綱に代える。

（参考）

26 文科初第 490 号
平成 26 年 7 月 17 日

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）

第三　大綱の策定について
2 留意事項
（3）地方教育振興基本計画その他の計画との関係
1）地方公共団体において、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。
2）新たな地方公共団体の長が就任し、新たな大綱を定めた場合において、その内容が既存の教育振興基本計画等と大きく異なるときには、新たな大綱に即して、当該計画を変更することが望ましいこと。

目　　次

１　大綱策定の背景と趣旨 ---------- １

２　大綱の基本理念

３　大綱の位置付け

４　大綱の期間 ---------- ２

５　大野町のめざす教育

（１）基本方針と基本目標

（２）教育目標 ---------- ３

（３）主要施策 ---------- ５

基本目標１　次代を担う子どもたちをみんなで育む教育の推進 ------ ５

１）「ゆたかな心」と「たくましいからだ」を育む幼児教育

２）「夢」と「感動」のある学校教育

基本目標２　みんなで学び合い誰もが活躍できる社会づくりの推進 -- ９

１）「ぬくもり」と「きびしさ」を基盤とした家庭教育

２）「生きがい」と「共生」を生み出す社会教育

基本目標３　歴史や文化を大切に守り継承する地域づくりの推進 ---- １１

1　大綱策定の背景と趣旨

平成２６年６月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され、平成２７年４月１日に施行されました。この改正は、教育の中立性・継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地域の民意を代表する首長と教育委員会の連携強化、地方に対する国の関与の見直しなど、制度の抜本的な改革を行うものです。

大綱は、改正法第１条の３に規定されるもので、その地域の実情に応じて首長が当該地方公共団体の教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

2　大綱の基本理念

大野町教育大綱は、国の教育改革の動向を見定めながら第３次岐阜県教育ビジョンの基本方針（①ぎふへの愛着をもち、世界に視野を広げ、活躍する人材の育成　②多様な学びを支援する教育体制の充実　③未来を切り拓くための基礎となる力をはぐくむ教育の推進　④勤務環境の改革と教職員の資質向上　⑤学びを支援する安心・安全な教育環境づくり）に沿い、関係機関、各種団体等と連携を図りながら、子どもたちの健やかな成長と町民の皆さんの自己教育力や自治意識を生涯にわたって高めるよう、よりよい教育環境の充実を目指すことを基本理念とします。

3　大綱の位置付け

大綱は、大野町の教育行政を推進するための基本指針となることから、町の計画や施策との整合性が保たれる必要があります。大野町第六次総合計画の基本構想に定める基本理念及び将来像「快適で　笑顔あふれるやすらぎのまち　おおの」の実現に向け、大野町教育行政の指針を示すものです。

具体的には、大野町第六次総合計画の教育・文化部門の基本目標「『古』と『新』が共存し、地域を愛し、みんなで学びあえるまち」（①次代を担う子どもたちをみんなで育むまち　②みんなで学びあい誰もが活躍できるまち　③歴史や文化を大切に守り継承するまち）の具現です。

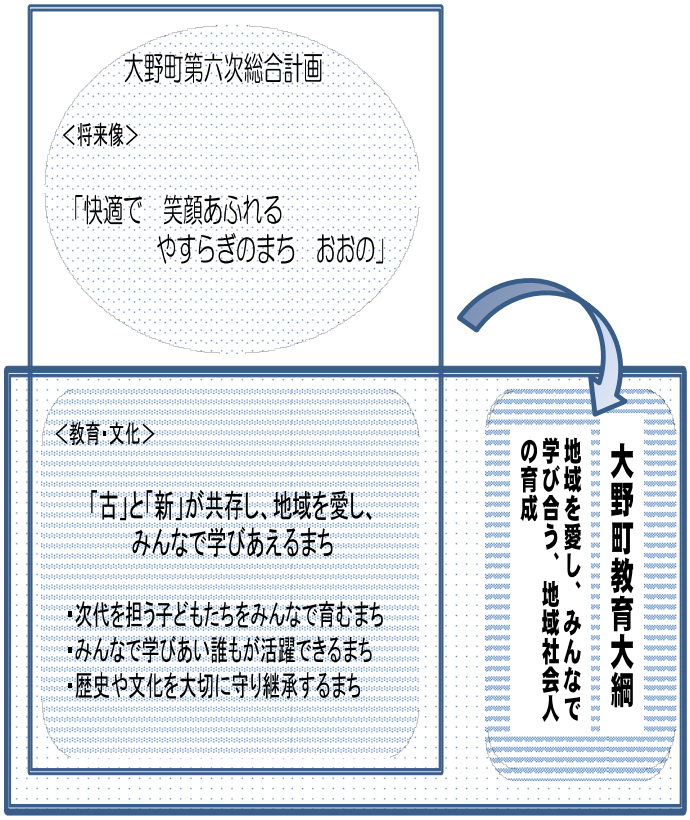

4　大綱の期間

この大綱は、大野町第六次総合計画の基本計画（後期）に基づき展開することから、その期間を令和２年度から令和６年度の５年間とします。

5　大野町のめざす教育

子どもたちが生きていく2030年以降の社会では

少子高齢化

グローバル競争の激化

技術革新の一層の進展

超スマート社会（society5.0）の到来

など、急激な産業・社会の変化が予測されています。

国の第３期教育振興基本計画においては、予測困難な社会の変化に主体的にかかわり、感性を豊かに働かせながらどのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよくしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるようにすることが重要であること、こうした力は全く新しい力ということではなく、学校教育が長年その育成を目指してきた「生きる力」を改めて捉え直し、学校教育がしっかりとその強みを発揮できるようにしていくことが必要とされました。

子どもたちには、

・一人一人が生活や人生、社会を、人間ならではの感性を働かせてより豊かなものにすること

・複雑化、多様化した現代社会の課題に対して主体的な学びや、他者との協働を通じ、その課題解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと

などの「生きる力」が求められています。

将来の予測が困難な状況の中で、地域社会の活力を維持・向上し、持続可能な町づくりを実現するためには、その実現に向けて、主体的に社会や地域にかかわる「地域社会人」として活躍できるよう、教育の充実を図らなければならなりません。

岐阜県教育振興基本計画（第3次岐阜県教育ビジョン）では、「自立力・共生力・自己実現力を身に付け、これら3つの力を融合させ、一人一人の優れた才能や多様な個性を伸ばし、さらにそれを磨きながら、未来に希望をもって生涯を生きるとともに、世界的な視野をもち、世界や地域社会の活性化に貢献できる力を養う。」と述べられています。

子どもたちは、身近な地域の中で多くの大人に支えられ、見守られ、時には諭されて、様々な経験を通して成長していきます。地域学校協働活動がその役割を果たすことになります。また、そんな子どもたちが健康で充実した生きがいのある人生を築くためには、生涯にわたって楽しく学び続けるとともに、ふれあい、学び合いを通して、心が通い合う地域づくりに努めることが大切です。

これらを踏まえ、大野町では**「地域を愛し、みんなで学び合う地域社会人の育成」**を目指し、教育施策を推進していきます。

（１）基本方針と基本目標

＜基本方針＞

地域を愛し、みんなで学び合う、地域社会人の育成

＜基本目標＞

1　次代を担う子どもたちをみんなで育む教育の推進　〔幼児教育・学校教育〕

2　みんなで学び合い誰もが活躍できる社会づくりの推進　〔生涯学習・生涯スポーツ・家庭教育〕

3　歴史や文化を大切に守り継承する地域づくりの推進　〔地域文化〕

（２）教育目標

＜目指す姿＞

○　町民のニーズを把握し、それに応えた幅広い支援ができるような学習体系づくりや条件整備に努めます。

○　ふれあい、学びあい等の学習機会や情報等を積極的に提供し、町民の生涯学習への理解の深化、自主的・主体的な学習活動や地域社会の諸活動に対する積極的な参加を促します。

○　生涯の各期における発達課題や学習課題に応じた学習内容を充実させ、学習活動を活性化することで、町民一人一人が生涯にわたり、自主的・自発的に学習して自己実現できるようにするとともに、そこでの学びを生かし、人づくり、まちづくりに積極的に参画する人材の育成を推進します。

○　家庭、学校、地域社会の各教育機能の活性化を図り、そこで育つ人材を核にそれぞれの連携を図るための活動や組織を構成することで、地域のふれあいの中で人づくり、心そだてが推進される教育コミュニティづくりを目指します。

＜大野町の教育構想図＞

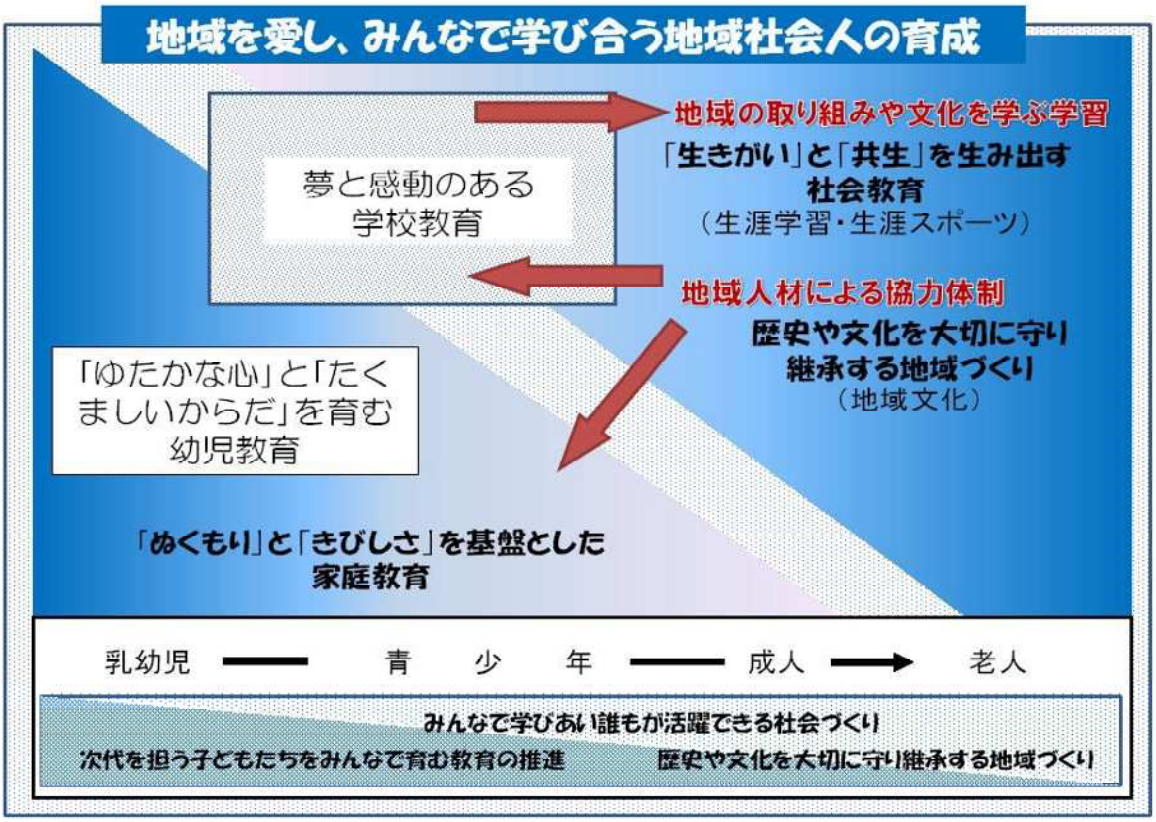
地域を愛し、みんなで学び合う地域社会人の育成
夢と感動のある
学校教育
地域の取り組みや文化を学ぶ学習
「生きがい」と「共生」を生み出す
社会教育
（生涯学習・生涯スポーツ）
地域人材による協力体制
歴史や文化を大切に守り
継承する地域づくり
（地域文化）
「ゆたかな心」と「たくましいからだ」を育む
幼児教育
「ぬくもり」と「きびしさ」を基盤とした
家庭教育
乳幼児
青　少　年
成人
老人
みんなで学びあい誰もが活躍できる社会づくり
次代を担う子どもたちをみんなで育む教育の推進
歴史や文化を大切に守り継承する地域づくり

（３）主要施策

基本目標１　次代を担う子どもたちをみんなで育む教育の推進

１）「ゆたかな心」と「たくましいからだ」を育む幼児教育

①幼児教育の充実

・幼稚園教育要領と保育所保育指針をもとに年齢に応じた教育・保育カリキュラムを作成するなど、一元的な取り組みによる発達段階に応じた幼児教育の充実を図ります。

②幼・保・小の連携強化

・園児が夢と希望を持って就学できるよう、異年齢児交流の充実、幼・保・小の職員相互の意見交流や参観を通じ、幼・保・小の連携強化を推進します。

③適正就学指導の充実

・専門家チームの巡回指導等や相談活動を充実させ、障がいの早期発見、早期療育の徹底を図ります。

④子育て支援事業の充実

・保護者のニーズを反映した子ども・子育て支援事業計画に基づき事業を推進するとともに､子どもを産み育てることに対する不安や悩みを軽減するため、幼児期から切れ目のない支援体制をつくり子育て支援事業の充実を図ります。

⑤療育の必要な児童等への支援

・療育の必要な児童等への支援の充実を図るため、関係機関との連携を強化し、幼児療育センター「なないろ」の専門スタッフの充実をはかります　。

主要施策	具体的な内容
①幼児教育の充実	○幼稚園における教育的内容を含んだ保育計画の作成と保育園における教育的側面の充実 ○地域ぐるみの活動、異年齢・異世代交流の拡充、開かれた幼児教育の推進 ○教育環境の充実
②幼・保・小の連携強化	○幼・保・小の交流による相互理解と連携の強化 ○幼・保・小の事業全体会の充実
③適正就学指導の充実	○スクールアドバイザーの日常的な巡回や専門家チームによる巡回相談等の実施による個々の発達の段階を踏まえた適正な就学指導と就学相談の充実
④子育て支援事業の充実	○子ども・子育て支援事業の充実 ○子育てに関する相談施設、サロン、サークル、情報ネットワークの充実
⑤療育の必要な児童等への支援	○児童発達支援事業の充実 ○児童相談支援事業の充実

２）「夢」と「感動」のある学校教育

①確かな学力の育成

・「わかる」「できる」感動を一人一人の児童・生徒に味わわせるため、学校の主体性を活かした学力向上プランを作成し、効果的・効率的な学力向上指導を行います。

②生徒指導の充実

・学校生活への悩みや不安を解消し、夢や希望をもった生活が送れるよう、生徒の立場に立った教育相談や生徒指導を充実し、不登校やいじめ対策、非行対策に努めます。

③キャリア教育の充実

・幼児期からの義務教育までのつながりを大切にした教育の充実、地域･家庭･学校が一体となって、将来の「夢」や「希望」につながる体験学習を実施します。

④特別支援教育の充実

・特別支援連携協議会を中心に揖斐特別支援学校や関係機関との連携、通級指導による支援等の特別支援教育体制と特別支援教育にかかわる環境を整備します。

・学校と保護者の共通理解のもと、早期の療育や個に応じた教育が進められるよう個別の支援計画を作成を進めます。

⑤教育環境の整備・充実

・学校施設の老朽化への対応、設備の充実とともに、どの教室でも使用することができるＩＣＴ機器について充実していきます。

⑥児童生徒・地域の安全確保

・児童生徒を取り巻く危険な環境に対応するため、ＰＴＡ・老人クラブ等の見守り隊さまざまなマンパワーを活用し、学校と地域が一体となって、通学路の安全点検等をはじめ、児童生徒の安心・安全な登下校、地域生活の確保に努めます。

⑦学校給食運営

・池田町との協議会方式による給食センターの運営により、安全な学校給食を提供するとともに、食育の充実を図ります。

⑧地域と協働した教育力の向上

・地域の取組や文化を学ぶ学習をはじめとする体験活動の講師を募ることや、環境整備に係わる地域ボランティアを募ることなど、地域学校協働活動の推進のため、学校運営協議会を機能させます。

主要施策	具体的な内容
①確かな学力の育成	○より学校が主体となって取り組む学力向上プランの作成、及びその指導改善サイクルの確立 ○小学校での学力向上につながる少人数指導、ティームティーチングの推進、及びそのための指導員の配置 ○学校の事務、行事の効率化（校務支援システムの導入）
②生徒指導の充実	○いじめや不登校、問題行動への行政・学校が一体となった対応と教育相談体制の充実、及びそのための相談員の配置 ○心の教育の充実と望ましい人間関係を築く力や豊かな心の育成
③キャリア教育の充実	○地域等との協働による体験学習機会の充実
④特別支援教育の充実	○一人ひとりのニーズをより大切にした特別支援教育の推進、及びそのための特別支援アシスタント等の配置 ○スクールアドバイザーを中心とした教諭・町非常勤講師の研修 ○バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れた教育環境の整備
⑤教育環境の整備・充実	○各学校施設の老朽化対策 ○エアコン設置、照明のＬＥＤ化等による学校安全衛生基準に沿った適切な教育環境の整備 ○少人数指導の環境整備 ○各教室で使用することができるＩＣＴ機器の拡充・Ｗｉ－Ｆｉの整備
⑥児童生徒・地域の安全確保	○危機管理マニュアルの点検・見直し ○交通安全教室、見守りボランティア、防犯教室、子ども　１１０番の家の活用など、学校と地域が一体となった児　童・生徒の「命を守る訓練」の実施 ○地域の防災拠点としての一層の充実
⑦学校給食運営	○池田町との協議会方式による給食センターの運営 ○地域内で生産された農作物を地域で消費する取り組みの推進 ○栄養教諭を中心とした食育の充実と給食指導の推進
⑧地域と協働した教育力の向上	○学校運営協議会において、地域の取組や文化を学ぶ学習や環境整備等にかかわる地域人材の協力体制づくりなど地域学校協働活動の推進

基本目標２　みんなで学びあい誰もが活躍できる社会づくりの推進

１）「ぬくもり」と「きびしさ」を基盤とした家庭教育

①家庭教育機能の向上

・家族が見守る中、しつけや心豊かな子どもの育成が行われるように各種研修や活動の充実を図ります。

②地域の教育力の向上

・地域の総力を結集した多様な子育て支援体制を充実することで、家庭での教育を見守り、支えるための取り組みを推進します。

③放課後対策の総合的な推進

・全学年の児童を対象にした事業を継続するとともに、児童が放課後も安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるように総合的な施策の推進を図ります。

④要保護児童等への支援

・要保護児童の家庭に対する指導の実施や相談のネットワーク構築などの体制強化を図りＤＶ（ドメスティック・バイオレンス)、幼児虐待等に関する相談体制を充実します。

主要施策	具体的な内容
①家庭教育機能の向上	○親子共同体験機会の拡充 ○親子読書の推進と充実 ○家庭教育学級や幼児教室の充実 ○「家庭の日」の意識啓発 ○「一家庭１ボランティア」活動の促進 ○県が推進する企業内家庭教育学級の開催協力
②地域の教育力の向上	○子どもの居場所づくり事業の推進 ○子ども会活動の活性化 ○子どもたちの地域行事や祭りへの参加促進
③放課後対策の総合的な推進	○放課後児童クラブに係わる設備の充実 ○放課後子ども教室と放課後児童クラブ連携・一体化の推進
④要保護児童等への支援	○要保護児童家庭に対する指導の充実 ○子ども相談センター等関係機関との連携強化

２）「生きがい」と「共生」を生み出す社会教育

＜生涯学習＞

①社会教育組織の活性化

・社会教育委員会を中心に協議機関等を整理・集約し、定期的に会議を開催することにより事業の進行状況や現状の把握につとめ、対応力を高めます。

・公民館を中心とする世代間交流事業を支援し、地域ぐるみの青少年健全育成を推進します。

②若年層の社会貢献活動や生涯学習活動への参加促進

・少年後期～青年前期層の活動拠点となる施設を位置づけるとともに、スタッフの充実を図ります。

・ＶＹＳや青年のつどい協議会など若者を構成員とする団体に対する支援を強化し、自主的な活動を促します。

・総合町民センターを大学・高校等の芸術・文化活動の拠点として誘致し新しい地域文化の創造を目指します。

③活力ある地域文化の育成

・町内で盛んな「若者文化」を積極的に応援し、これらの活力をまちづくりに活かします。

・既存の文化団体やサークル、講座等に対して運営面での自立を促し、主体性を高めます。

・新たな文化施策に係る提案を広く募集します。

④新たな学習機会の提供

・既存の講座等にない分野・内容、新たな形態の学習機会を設けるなど、多様なニーズに対応した「町民カレッジ」を創設し、新規学習者の開拓を図ります。

・勤労世代が無理なく参加できるよう、アフター５講座などの設定を検討します。

・子どもの読書活動の推進を図るとともに、図書館資料のデジタル化対応を進めます。

⑤社会教育施設利用の適正化

・既存、新規に係わらず全ての学習者に施設の利用機会が公平、均等になるよう、予約方法等を見直します。

・中央公民館をはじめ、社会教育施設の役割、性格等を見直し、新たなニーズに対応できるようにします。

⑥国際化への対応

・外国の文化や価値観を理解する意識を育てるため、児童・生徒から、外国文化に触れる機会の提供に努めます。

主要施策	具体的な内容
①社会教育組織の活性化	○社会教育委員会の定期開催 ○類似組織等の整理、集約 ○諮問機関等の専門性の向上 ○地域ぐるみの青少年育成の推進 ○世代間交流事業の促進
②若年層の社会貢献活動や生涯学習活動への参加促進	○青年文化活動拠点の位置づけ ○青年活動団体への支援強化 ○学生の芸術・文化活動の誘致
③活力ある地域文化の育成	○若者文化の振興 ○諸団体の自立促進 ○活動提案募集および支援の実施
④新たな学習機会の提供	○新たな生涯学習の場の創設 ○様々な世代に対応した学習機会の拡大 ○図書館機能の充実
⑤社会教育施設利用の適正化	○施設の利用機会の公平化 ○施設の役割の見直し
⑥国際化への対応	○海外派遣・国際交流事業の実施

＜生涯体育＞

①スポーツ・レジャー施設の整備

・老朽化する既存体育施設の維持管理及び町民の需要に沿った施設の新設を含めた整備について検討します。

②スポーツ活動の振興

・スポーツ、レクリエーションへの町民の関心を広く涵養し、生涯スポーツ、高齢者の健康づくりや障がい者スポーツなど、多様な住民のスポーツ活動が実現されるよう、フォローアップを行います。

③スポーツ施設の維持管理と利用促進

・施設利用手続きの適正化と充実を図るとともに、ポータルサイトによる利用者への情報提供に努め、町民が利用しやすく効率的に体育施設を維持・管理します。

主要施策	具体的な内容
①スポーツ・レジャー施設の整備	○総合体育館の整備検討 ○運動公園の再整備
②スポーツ活動の振興	○スポーツ交流の促進 ○生涯スポーツプログラムの構築・スポーツ教室の開催 ○体育団体の活動支援
③スポーツ施設の維持管理と利用促進	○ポータルサイトによる利用者への情報提供拡大 ○町民が利用しやすい施設管理

基本目標３　歴史や文化を大切に守り継承する地域づくりの推進

＜地域文化＞

①文化財の保存・活用

・貴重な文化遺産を後世に伝えるため、文化財の管理、保全に努めるとともに、長期的展望に基づく全ての文化財の保存・活用施策を位置づけます。

・史跡野古墳群の保存活用計画を策定し、面的指定と農村景観の保全に向けた取り組みを進めます。

・文化財を観光資源として積極的に活用し情報発信することで、文化財保護意識の向上と地域資源として魅力の向上を図ります。

②文化財の調査、再評価

・埋蔵文化財の発掘調査や、町内に所在する有形無形の文化財の調査を進め、その価値を明確化し向上に努めます。

・貴重な文化財の保護、保全に努め、その価値や魅力をわかりやすく親しみやすく発信します。

③教育・普及・啓発の充実

・郷土の先人たちは、さまざまな困難を克服して豊かで幸せな地域づくりに努力してきました。その先人たちの志や行動力、知恵や経験を嚶鳴フォーラムを通して学ぶことで、町の将来や持続可能な町づくりについて考え、実践しようとする機運を高めます。

・郷土の歴史・文化遺産に対する理解を深めるとともに、文化財の周知や、文化財保護意識の啓発を通して、町民の郷土に対する誇りや愛着を涵養します。

・町の歴史や文化財を紹介し、郷土学習や観光振興の拠点となる、常設の博物館施設の整備・活用に向けた取り組みを進めます。

④伝統文化や行事の継承

・伝統芸能や民俗行事のほか、古くから当地域でさかんな伝統文化などが地域で大切にされ、次代に受け継がれていくよう、広報や継承の取り組みを支援します。

・伝統文化の詳細な記録作成を推進します。

主要施策	具体的な内容
①文化財の保存・活用	○大野町文化財保存活用地域計画の策定 ○旧北岡田家住宅の保存・活用 ○史跡野古墳群保存・活用 ○文化財の観光資源としての整備・活用
②文化財の調査、再評価	○文化財保護条例に基づく指定、登録の見直し ○文化財の価値・魅力の発信
③教育・普及・啓発の充実	○嚶鳴フォーラムに学ぶ郷土の先人顕彰事業 ○学校教育・社会教育における郷土学習の充実 ○歴史・文化財情報の普及促進 ○郷土博物館の整備・活用
④伝統文化や行事の継承	○伝統文化の継承支援